

日野市告示第 1 4 5 号

日野市立日野第三小学校トイレ改修建築工事（電子入札案件）の制限付一般競争入札執行に伴う案件の公表について

制限付一般競争入札を実施するので、日野市契約事務規則（昭和 3 9 年 1 0 月 3 日規則第 7 号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

日野市長 古賀 壮志

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事件名 日野市立日野第三小学校トイレ改修建築工事（電子入札案件）
- (2) 工事の種類 建築工事
- (3) 履行場所 日野市日野台二丁目 1 番地の 1
- (4) 工事の内容 日野市立日野第三小学校トイレ改修工事のうちの建築工事 一式
＜建物概要＞
 - ・ 22 棟北校舎西側系統トイレ（1～3 階）の全面改修
 - ・ 改修部分面積：約 110 m²
＜工事概要＞
 - 内装改修（床・壁・天井）、トイレブース撤去・新設
 - 間仕切り壁新設、ライニング新設、各種点検口新設等
 - その他設備工事に伴う補修工事一式
分離発注：電気設備工事、機械設備工事
- (5) 工期 契約の翌日から令和 8 年 3 月 2 7 日

2 予定価格 2 9 , 9 6 9 , 0 0 0 円（税抜）

3 最低制限価格 2 7 , 4 6 7 , 8 2 9 円（税抜）

4 入札参加資格要件

- (1) 三多摩に所在する本社（店）又は支社（店）が、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。
- (2) (1) の登録について、登録実績を 1 年以上有していること。
- (3) (1) の登録について、申請業種「建築工事」を登録していること。
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日現在において競争入札参加資格に登録されている建築工事の申請に必要な経営事項審査（経審）の総合評点が 5 0 0 点以上 9 0 0 点未満の者で引き続き経審を受けていること。（令和 7 年度の中途において競争入札参加資格に新規登録した業者においては、その登録時の経審の総合評点とする。）
- (5) 関係する会社は、どちらか 1 社しか本工事の入札に参加を希望することができないこと。
- (6) 本工事と同種の工事において、日野市における契約金額の総額がすでに 5,000 万円以上である場合は入札に参加できないこと。ただし、進捗率 30%以上経過している工事の既契約金額は総額に含めないものとします。また、指名競争入札及び随意契約による工事の契約金額についても総額に含めないものとします。
- (7) 申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- (8) 申込日から開札までの間に東京都内において指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 12 月 27 日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。

5 入札手続き

- (1) 本件入札に関する手続は、電子調達サービスにおける電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）を利用して行うものとします。
- (2) 電子入札サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。

6 申請手続

- (1) 申請方法 本入札に参加を希望する者は、電子入札サービスにより「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信するものとします。
また、その際、下記の書類（写し）を添付するものとします。
 - ・ 4（6）に示す本工事と同種の工事について日野市における契約金額の総額がすでに 5,000 万円以上である者は、告示日において進捗率が 30% 以上経過していることを確認できる資料として「出来高数量を記入した内訳書」を添付するものとします。
ただし、次の①または②に該当する場合は上記内訳書を添付しなくてよいものとします。
 - ① 本工事と同種の別の工事に申請する際に「出来高数量を記入した内訳書」を提出し、参加資格有の入札参加資格確認結果通知書を発行されたことがある場合。
 - ② 既契約済みの本工事と同種の工事において、中間前金払の認定書を発行されたことがある場合。ただし、この場合は確認できる資料として、認定書の写しまたは保証事業会社の保証証書の写し等を添付すること。
- (2) 申請書提出期限 令和 7 年 7 月 4 日午後 4 時まで

7 入札参加資格審査の通知

入札参加資格審査の結果は、令和 7 年 7 月 10 日までに電子入札サービスにより「入札参加資格確認結果通知書」で申請者に通知します。

8 設計図書の受け渡し

日野市オフィシャルサイト（市ホームページ）<http://www.city.hino.lg.jp/>の入札情報のページ内の「設計図書ダウンロード」から本件に関係する設計図書等をダウンロードするものとします。

9 工事に関する質問及び回答

工事に関する質問及び回答は、電子入札サービスより行うものとします。

- (1) 質問締切日時 令和 7 年 7 月 15 日午後 4 時まで
- (2) 回答 入札に参加するすべての者に、令和 7 年 7 月 17 日までに回答します。

10 入札締切日時及び開札日

- (1) 入札締切日時
令和 7 年 7 月 23 日午後 4 時
- (2) 開札日
令和 7 年 7 月 24 日午後 4 時 10 分

11 入札方法

- (1) 入札の回数は 1 回とします。
- (2) 入札書には、自己の見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税抜きの金額）を記載すること。
- (3) 落札金額は、この金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

12 積算内訳書

- (1) 入札書提出に際しては、内訳書の提出が必須となります。
- (2) 内訳書は、電子入札サービスによる入札書提出の際に、内訳書登録の項目に入力し送信するものとします。

13 入札の無効

次の場合の入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 予定価格より高い金額で入札した者の入札
- (4) 最低制限価格より低い金額で入札した者の入札
- (5) 告示日から開札日までに日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けた者の入札

14 入札保証金

免除

15 契約保証金

日野市契約事務規則第 26 条に定めるところによります。(保証内容は第 1 号から第 4 号を適用)

- (1) 履行保証保険契約の締結
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 銀行又は金融機関等(含保証事業会社)の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証

16 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とし、開札の日以降に通知します。ただし、落札候補者が複数ある場合は、電子入札サービスのくじ機能により落札者を決定します。

17 支払条件

- (1) 前払金として、契約金額の 40%を超えない額を支払います。
- (2) 中間前払金として、契約金額の 20%を超えない額を支払います。
- (3) 残金は完了後一括払いとします。
- (4) 前払金、中間前払金の請求には、保証事業会社の保証証書の提出が必要です。前払金の請求を辞退した場合は、中間前払金を請求することができません。

18 建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づく通知について

落札者は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知することとされています。

落札者は、必要に応じて市ホームページ「入札情報」の「その他入札・契約に関する情報」、「申請書・入札書ダウンロード」に掲載の提出様式を使用し、総務課契約係までご提出ください。

19 注意事項

- (1) 無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消します。
- (2) 開札後、契約日までの間に東京都内において指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしません。
- (3) 関係する会社とは、次の条件のいずれかに該当する会社をいいます。
 - ①他の会社の発行済株式総数又は資本の出資口数を 25%以上有する場合
 - ②他の会社によって発行済株式総数又は資本の出資口数を 25%以上所有されている場合
 - ③会社の代表者あるいは役員が他の会社の代表者あるいは役員を兼ねている場合
- (4) 4 入札参加資格要件(6)の契約金額の総額には、仮契約金額の総額及び契約変更した場合の増減額も含めるものとします。

- (5) 最低制限価格を設定します。
- (6) 日野市では、他自治体が一部門（土木部門、建築部門等）で指名停止措置をした場合でも会社全体が指名停止措置を受けたものとして取扱います。
- (7) 東京都内の他自治体から指名停止措置を受けた場合は直ちに報告してください。
- (8) 日野市の競争入札参加者心得を遵守すること。
- (9) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱を遵守すること。
- (10) 日野市の競争入札者参加心得第4条に基づき入札参加者の経営、資産、信用の状況について調査を行う場合があります。